

金融・資本市場改革と会社法制

上村 達男（早稲田大学）

- 1 資本市場に適合的な会社法制とは
公開会社法感度テスト
＜基本認識＞
 - ・ 株式会社法の授業で有価証券報告書を教えるのは当たり前
 - ・ 取締役の株式市場規制遵守を取締役の基本的職務と見るのは当然
 - ・ 財務諸表規則は株式会社の計算規則に決まっている
 - ・ 公認会計士を商法概念である会計監査人と言い換えなくても、例えば監査役会への報告義務があるのは当たり前
 - ・ 委任状規則違反が株主総会決議取消事由になるのも当然
 - ・ 有価証券報告書が監査役の監査対象になるのも当然
 - ・ 株式市場で違法ないし不当な行為をした株主は会社法上正当な株主とはいえない
 - ・ 企業統治は証券市場の要請を担う（日本版 SOX 法の内部統制構築義務）
 - ・ 対株主責任の前に対投資家責任＜解釈論＞
 - ・ 公開会社の取締役対第三者責任論は不法行為責任説、閉鎖会社は法定責任説
 - ・ 違法な新株発行－公募の場合は原則有効、私募・第三者割当増資は原則無効
 - 原則有効の場合（資本市場の秩序回復のための買入消却義務、違法な自己株式取得の場合は市場処分義務）
 - ・ 新株発行の通知・公告－相手が不特定多数の場合は公告、特定多数の場合は通知
 - ・ 新株予約権の発行と一体の株式併合の違法性
 - 株式会社とは公開会社に決まっており、これらを当然と考える人にとって公開会社法の議論はごく普通の会社法の議論
- 2 資本市場の担い手
株式会社としての金融仲介業者 検査マニュアルの意義
- 3 情報開示・会計・監査・内部統制
資本市場の要請としての意義
会計・監査・内部統制の目的は何か
- 4 株式会社法の基礎理論との関係
株式の意義と有限責任
株式会社とは何か
コーポレート・ガバナンス論との関係
社団・営利性・有限責任
- 5 国益論と資本市場
ステークホルダー論と資本市場との関係とは
- 6 市民社会論と株式会社法制
市民社会と企業社会の結節点としての資本市場